

平成17年度 上半期財政公表

福生市の財政状況をお知らせします

市では毎年5月と11月に財政公表をしています。今回の公表は、平成17年度予算の9月末現在の執行状況です。

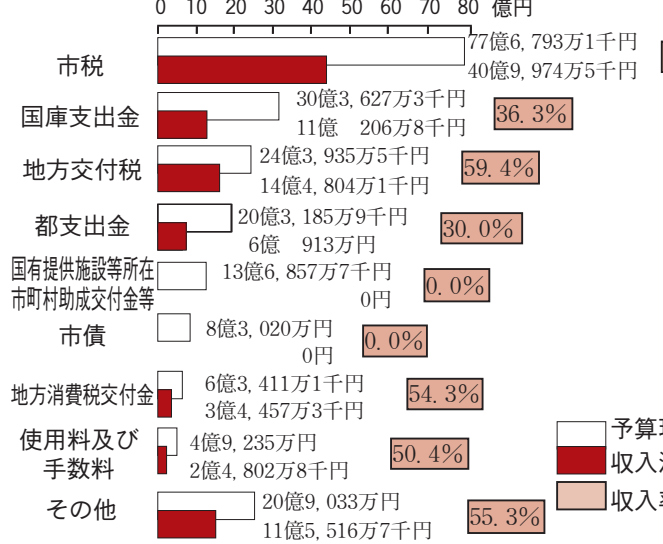
一般会計

市税や国、都支出金、地方交付税などを財源として、福祉や教育など、行政各分野の収入・支出予定を議会の議決を受け、予算として定めて運用している会計です。

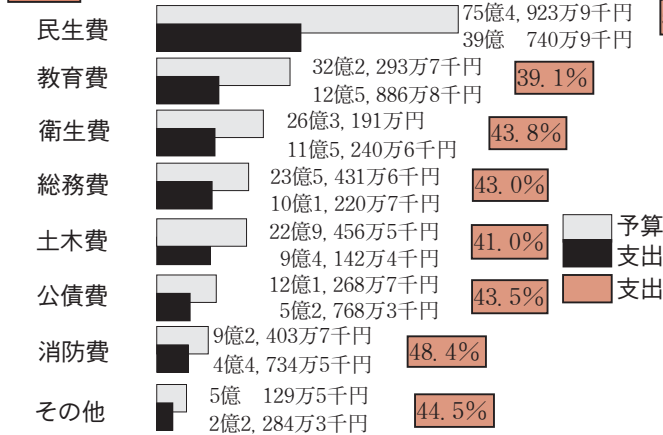
平成17年度は、当初予算額が205億1,800万円、その後4回の補正予算により、予算総額は206億9,098万6千円となっています。現在の市の財政状況は、極めて厳しく、平成17年度の市税予算額は、ピーク時の平成9年度決算額と比べて

平成17年度一般会計予算の執行状況

歳入 収入済総額 90億675万2千円 収入率 43.5%



歳出 支出済総額 94億7,018万5千円 支出率 45.8%



市有財産の状況 平成17年9月30日現在

区分	内訳	現在高
土地	市庁舎、学校などの敷地	533,617.635㎡
建物	市庁舎、学校など(延べ面積)	133,986.083㎡
物品	1件50万円以上の自動車等備品	528件
基金	庁舎建設基金	27億9,156万4千円
	学校施設等整備基金	21億2,278万9千円
	都市施設整備基金	19億2,443万2千円
	財政調整基金	16億6,263万円
	ふるさとづくりまちづくり基金	4億1,378万2千円
	その他	5億1,103万8千円
運用基金	中小企業振興資金融資一時補てん基金	200万円
	国民健康保険高額療養費資金貸付基金	600万円
合計		94億3,423万5千円

財産状況

土地については、廃道18㎡あり、9月末現在高は533,617.635㎡となり、増減がなく、9月末

基金

基金には、庁舎建設基金など、施設整備等にあてるための積立金と、特定事業の運用資金としての運用基金があります。9月末の基金残高は、財源不足を補うための都市施設整備基金・財政調整基金などの取り崩しにより、前年同期と比べ、総額で約8億4千万円減少しています。

人事行政の運営状況について

1 職員の任免及び職員数に関する状況
(1) 職員数の推移 ()内は、再任用短時間勤務職員であり外書きです。※職員数は、派遣職員を含みます。17年度は、瑞穂斎場組合(1人)、西多摩衛生組合(1人)、福生病院組合(2人)、福生市社会福祉協議会(3人)に派遣。

13年度	14年度	15年度	16年度	17年度
452人	446人(2)	445人(2)	435人	428人(3)

採用状況 (17年4月1日現在)		退職等の状況 (17年3月31日現在)			
採用者	定年退職	勧奨退職	普通退職	その他(死亡)	
7人	5人	7人	3人	0人	

2 職員の給与の状況については3面に掲載

3 職員の勤務時間その他の勤務状況

1週間の勤務時間	1日の勤務時間	勤務時間	水曜日の時間外開庁時の勤務	週休日
40時間	8時間	8:30~17:15	11:15~20:00	日曜日及び土曜日

・土曜日の開庁時に勤務する職員は原則として月曜日を週休日としています。施設の開館日、開館時間帯、職務の性質により交代制勤務を行っている職場があります。

(2) 職員の年次有給休暇の状況
1年につき20日間を付与、20日を限度に翌年に限り繰り越し可。

対象職員数399人 平均取得日数12.8日

(3) 育児休業の状況 (16年度)
地方公務員の育児休業に関する法律に基づき、子を養育する職員の継続的な勤務を促進するため、3歳に満たない子を養育するための休業制度です。

育児休業取得者数 男性職員1人 女性職員7人

4 職員の分限及び懲戒処分の状況

分限処分 職員が一定の事由により、その職務を十分に果たすことができない場合に、免職、休職、降任などの処分を行います。懲戒処分 職員に法律違反などの一定の義務違反に対して、公務における規律と秩序を維持することを目的に、免職、停職、減給などの処分を行います。

(表：平成16年度)

区分	分限処分			懲戒処分		
	免職	休職	降任	免職	停職	減給
処分者数	0人	3人	0人	0人	0人	0人

5 職員の服従の状況
全ての職員は、全体の奉仕者として公共の利益のため勤務し、職務遂行に当たっては全力を挙げて専念しなければなりません。職務遂行に関して職員が守るべき義務は次のとおりです。

▶法令等及び職務命令に従う義務→法令等の定める規程に従い、かつ、上司の職務命令に従わなければならない。

▶信用失墜行為の禁止→職員は、職の信用を傷つけ、又は職の不名誉となるような行為をしてはならない。

市の人事行政の運営における公正性及び透明性を高めるため、福生市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例に基づき、職員の任免、職員数、給与、勤務条件等の概要をお知らせします。問合せ文書職員課人事係

- ▶秘密を守る義務→職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
- ▶職務に専念する義務→職員は、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。
- ▶政治的行為の制限→職員は、政党その他の政治的団体の結成に関する等の政治的行為が禁止されるなどの制限があります。
- ▶争議行為等の禁止→職員は争議行為等が禁止されています。
- ▶営利企業等の従事制限→職員は、職務の公正を確保する等の観点から、営利企業等に従事することは制限されています。

6 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

- (1) 職員研修の実施状況
市→福生市実施→東京都市町村職員研修所実施。延べ人数
職層研修▶新任研修市→1回・8人市→2回・16人、計3回・24人▶現任研修市→2回・25人、係長研修市→1回・15人市→2回・11人、計3回・26人▶課長以上研修市→3回・78人市→3回・14人、計6回・92人
実務・専門研修(文書・税務等の実務)市→5回・42人市→21回・45人、計26回・87人
特別研修(資質向上目的の人事考課・人権研修など)市→21回・1,230人市→15回・42人、計36回・1,272人
派遣研修(自治大学校等全国の市町村職員を対象として研修を行っている研修所の研修)市→11回・11人

(2) 勤務成績の評定状況
職員の一人ひとりの職務遂行能力、仕事の成果、仕事に対する取り組み状況等を、一定の基準と手続きに基づいて把握するため、目標管理制度に基づく勤務成績評定を実施しています。また、目標設定及び取り組み状況については、個人職務目標申告書をもとに、幹部職員が面接指導を行い職員の育成に役立てています。

7 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 健康診断の実施状況 (16年度)
定期健康診断(331人受診)・人間ドック(139人受診)
その他検診(胸部レントゲン検診、大腸がん検診、胃検診、V D T検診等)(756人受診)

(2) 公務災害補償制度 (16年度)
発生状況公務災害10件、通勤災害1件、合計11件

(3) 福利厚生制度
地方公務員法第42条に基づき、福生市職員共済組合を設置し、職員の元気回復、その他の福利厚生に関する事業を行っています。共済組合で行う事業に必要な経費は職員が負担する組合費と市の交付金で運営されています。

8 公平委員会の業務の状況

(1) 勤務条件に関する措置の要求の状況
公務員には労働基本権の一部が制限されているため、その代償措置として設けられているもので、給料、勤務時間、執務環境等に不服がある場合、公平委員会に対し審査等を要求する制度です。16年度は継続案件・要求事案ともありませんでした。

(2) 不利益処分に関する不服申立ての状況
職員は、懲戒その他その意に反する不利益な処分に関して、公平委員会に不服申立てをすることができます。16年度は継続案件・要求事案ともありませんでした。

12月は《納税推進》強化月間

市は、12月を納税推進強化月間として、市税・国民健康保険税及び介護保険料の滞納をしていて、督促状及び催告書等により再三にわたり納税のお願いをしてきたにもかかわらず、応じてもらえない方などには、自宅や勤務先に市職員が訪問して、事情をお聞きしたり、財産調査を行います。

訪問・財産調査の結果によりましては、地方税法の規定により、財産(電話加入権・預貯金・給与・生命保険金・不動産等)の差押えを行います。納税者の社会的信用も失うことになりかねませんので、納め忘れていた方・滞納されている方は、至急納めるよう、ご協力をお願いします。

市では常に納税の相談に応じています。

納期限は過ぎています!

- ◎市・都民税第1~3期◎固定資産税・都市計画税第1期・第2期◎軽自動車税全期◎国民健康保険税第1~3期◎介護保険料第1期~3期

今月の納期国民健康保険税第4期、介護保険料第4期

今月の口座振替 11月30日(木)です

市ホームページから口座振替依頼書のダウンロードができます

トップページ「税金・納税」→「市税の納付は」をクリック、【口座振替】のページから口座振替依頼書(封筒タイプ)をダウンロードできます。また、「市税などの納税Q&A」では納税についてわかりやすく紹介していますのでご利用ください。

問合せ収納課収納係